

島根県内の中小企業等が、

副業・兼業人材を活用する費用を助成します!

プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチングを通じ、県内の中小企業等が経験豊富な専門人材を副業・兼業形態で活用する場合の経費の一部を支援します。

補助対象経費

①専門人材に支払う報酬

補助金の交付決定日以降、専門人材に支払う業務委託料。

②専門人材が移動する際の交通費及び宿泊費

専門人材が、県内中小企業等の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該企業が負担する当該人材の移動に要する経費（交通費・宿泊費）。

③有料職業紹介事業者支払う人材紹介手数料

副業を活用する場合に、有料人材紹介会社に支払う紹介手数料。

対象経費	補助率・補助限度額・補助対象期間
①専門人材に支払う報酬	8/10 (①+②+③)
②専門人材が移動する際の交通費及び宿泊費	50万円
③有料職業紹介事業者支払う人材紹介手数料	6カ月間

※補助対象事業となる専門人材は1名が上限です。

※令和9(2027)年2月28日までに支払った補助対象経費が対象です。

補助対象となる事業者

- ・県内に事業所を有する中小企業事業主
- ・これまでに、プロ拠点を通じた副業・兼業人材活用を行ったことのない事業者
- ・下表の業種毎に①又は②を常態として満たす事業主

業種	小売業 (飲食店を含む)	サービス業	卸売業	製造業その他
①資本金の額又は出資の総額	5,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下
②常時雇用する労働者の数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

補助対象となる専門人材

県内中小企業等の事業創出力強化等に寄与すると認められる者で、当該業務に就いて概ね3年以上の実務経験を有する者。ただし、補助対象事業者の役員等の3親等以内の親族を除く。

専門人材例：経営人材・経営サポート人材、販路開拓人材、事業再生人材、生産性向上人材、その他

申請
時期

専門人材との契約日までに補助金交付申請書を提出してください。

申請
期限令和9年 2月15日(月)
(2027)

※予算額に達した時点で募集を終了します。

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点が取り繋ぎ・仲介した案件が補助対象事業となります。

お問合せ先

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点 (公益財団法人しまね産業振興財団)

〒690-0816 松江市北陵町1番地

☎ 0852-60-5104

E-mail : pf@joho-shimane.or.jp

島根県 プロ拠点

検索